

様式第1号（第2条関係）

1

個人情報取扱事務開始（変更）通知書

秋田市長 様

秋田市長

秋田市個人情報保護条例第4条第1項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報取扱事務の名称	源泉徴収票（法定調書）作成に関する事務	
所管課所室名	会計課	
通知区分・通知年月日	開始 ・ 令和4年9月8日	
個人情報取扱事務の目的	<p>当該事務は、所得税法等に基づき給与等の所得を支払う者（市）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額から源泉徴収した所得税および復興特別所得税を税務署に納付し、その支払額や源泉徴収税額を記載した源泉徴収票を税務署に提出および受給者に交付し、給与支払報告書を関係市区町村に提出するものである。</p> <p>(1)各担当課は、受給者から収集した特定個人情報を含む源泉徴収票のデータをシステムへ入力し、源泉徴収票の発行に利用している。</p> <p>(2)会計課は、各担当課から報告された特定個人情報を含む源泉徴収票のデータをシステムで取りまとめ、税務署へ源泉徴収票を提出する事務と関係市町村へ給与支払報告書を提出する事務に利用している。</p>	
対象者の範囲	「本市と雇用関係にある者」、「条例等に基づき設置された委員会等の委員等」	
個人情報 の記録 項目	戸籍の事項に関する情報	氏名、生年月日・年齢、住所、識別番号等（個人番号（マイナンバー））
	経歴に関する情報	職業・職歴、資格・免許
	心身に関する情報	
	財産状況に関する情報	
	個人生活に関する情報	
	思想・信条等に関する情報	
主な 収集先	個人情報の収集先区分	本人
	個人情報の収集先名	
	収集根拠	
利用・ 提供の 状況	目的外利用の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	目的外利用の根拠	
	目的外の外部提供の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	目的外の外部提供先名	
	目的外の外部提供の根拠	
主な公文書の名称	「源泉徴収票」、「給与支払報告書」	
備 考		

個人情報取扱事務開始（変更）通知書

秋田市長 様

秋田市長

秋田市個人情報保護条例第4条第1項の規定により、次のとおり通知します。

個人情報取扱事務の名称	報酬等の支払調書（法定調書）作成に関する事務	
所管課所室名	会計課	
通知区分・通知年月日	開始 ・ 令和4年9月8日	
個人情報取扱事務の目的	<p>当該事務は、所得税法等に基づき報酬等の所得を支払う者（市）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額から源泉徴収した所得税および復興特別所得税を税務署に納付し、その支払額や源泉徴収税額を記載した支払調書を税務署に提出および受給者に交付するものである。</p> <p>(1)各担当課は、受給者から収集した特定個人情報を含む支払調書のデータをシステムへ入力し、支払調書の発行に利用している。</p> <p>(2)会計課は、各担当課から報告された特定個人情報を含む支払調書のデータをシステムで取りまとめ、税務署へ支払調書を提出する事務に利用している。</p>	
対象者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 「本市から原稿料や講演料のほか役務の提供の対価として報酬等の支払いを受けた者」 「本市から報酬・料金の支払いを受けた弁護士、公認会計士、司法書士など特定の資格を持つ者」 「本市から不動産に係る使用料・権利金・礼金・更新料・譲受けの対価、あっせん手数料などの支払いを受けた者」 	
個人情報の記録項目	戸籍的事項に関する情報	氏名、住所、識別番号等（個人番号（マイナンバー））
	経歴に関する情報	職業・職歴、資格・免許
	心身に関する情報	
	財産状況に関する情報	資産状況
	個人生活に関する情報	
	思想・信条等に関する情報	
主な収集先	個人情報の収集先区分	本人
	個人情報の収集先名	
	収集根拠	
利用・提供の状況	目的外利用の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	目的外利用の根拠	
	目的外の外部提供の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	目的外の外部提供先名	
	目的外の外部提供の根拠	
主な公文書の名称	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」	
備 考		